

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 8 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

専決処分書

専決第5号

専決処分書

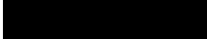

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成25年8月19日専決

亀山市長 櫻井 義之

市道落針9号線における車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成25年4月6日、が市道落針9号線を通行中、道路の陥没にはまり所有の車両の右前方タイヤ部分及び右後方タイヤ部分を破損させた。

2 相手方住所及び氏名


3 損害賠償の額

46,714円